

大口町告示第71号

大口町地域農業構造転換支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月3日

大口町長 鈴木雅博

大口町地域農業構造転換支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）の規定に基づき、農地を引き受ける担い手の育成及び確保並びに新規就農者の経営発展に必要な農業用機械又は施設の導入等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、国要綱及び町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国要綱別表に規定する地域農業構造転換支援事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、国要綱別記1の第1の4の（1）に規定する助成対象者とする。

(事業内容及び補助金の額)

第4条 補助金事業の内容及び補助金の額は、国要綱別記1の第1の4の（2）に規定する事業内容とし、補助金の額は、国要綱別記1の第4に規定する補助の額（以下「国補助額」という。）に2分の1を乗じて得た額を国補助額に加算した額とする。ただし、国要綱別記1の第1の4の（2）のアの（ウ）に規定する事業内容である場合には、事業実施主体が取得する場合に限り適用するものとする。

2 前項により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、大口町地域農業構造転換支援事業補助金交付申請書（様式第1）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の規定により交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定をするものとする。この場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

（決定通知）

第7条 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、大口町地域農業構造転換支援事業補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（概算払）

第8条 町長は、補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認めたときは、補助事業の完了の前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

- 2 交付決定を受けた申請者が、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第3）を町長に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 町長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情に変更が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のう

ち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(着工)

第11条 補助事業の着工は、第6条の交付決定を受けた後行うものとする。

2 補助事業者は、補助事業に着工したときは、速やかにその旨を大口町地域農業構造転換支援事業に係る着工届(様式第4)により、町長に届け出るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助事業者が交付決定前に着工しようとするときは、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で、その理由を付した大口町地域農業構造転換支援事業に係る交付決定前着工届(様式第5)を町長に提出しなければならない。

(状況報告及び立入検査等)

第12条 町長は、補助事業を適切に執行させるため、必要に応じ、補助事業者に補助事業の執行の状況報告を求め、又は事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは必要な指示をすることができる。

(補助事業の内容の変更)

第13条 補助事業者が補助金の交付決定を受けた後において補助事業の内容の変更をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに町長に大口町地域農業構造転換支援事業補助金変更承認申請書(様式第6)を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更(補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各項目における30パーセント未満の変更をいう。)の場合はこの限りでない。

2 町長は、前項の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第6条の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第14条 町長は、前条第2項の規定により当該補助金等の交付の変更を承認した

ときは、大口町地域農業構造転換支援事業補助金変更決定通知書（様式第7）により補助事業者へに通知するものとする。

（竣工）

第15条 補助事業者は、補助事業が竣工した場合には、速やかにその旨を大口町地域農業構造転換支援事業に係る竣工届（様式第8）により、町長に届け出るものとする。

（実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が全て竣工したときは、大口町地域農業構造転換支援事業補助金実績報告書（様式第9）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 第6条により交付決定（第14条の変更決定を含む。）を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第6条により交付決定（第14条の変更決定を含む。）を受けた補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第10）を町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（是正のための措置）

第17条 町長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者へに命ずるものとする。

（額の確定及び交付）

第18条 町長は、第16条第1項の規定による実績報告書が提出されたときは、

その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大口町地域農業構造転換支援事業補助金交付額確定通知書（様式第11）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、請求書（様式第12）により、町長に補助金を請求するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。
（決定の取消し）

第19条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱又は補助金の交付決定をするときに付した条件若しくは町長の指示に違反したとき。

(2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

(5) その他補助金の使用が不相当と認めたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 町長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

3 町長は、第1項の返還の命令に係る補助金の交付決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若し

くは一部を取り消すことができる。

- 4 補助事業者は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業の交付の目的を達成するためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(処分制限期間)

第21条 町長は、補助事業者が整備した農業用機械・施設（以下「機械等」という。）について、交付の目的及び当該財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間に準じて処分制限期間を定めるものとする。ただし、国要綱別記1の第1の4の（2）のウに掲げるリース導入の場合に限り、リース期間を処分制限期間とする。

(帳簿及び書類の備え付け)

第22条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業に係る機械等について、財産管理台帳（様式第13）を備え、これを適切に管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の帳簿及び書類並びに前項の書類を、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から機械等の処分制限期間まで保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業者は、補助事業に係る機械等について、処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、大口町地域農業構造転換支援事業で整備した機械等の処分の承認申請書（様式第14）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該財産が処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(災害の報告)

第24条 補助事業者は、補助事業に係る機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、大口町地域農業構造転換支援事業で整備

した機械等の災害報告書（様式第 15）により、町長に報告しなければならない。

（増築等の報告）

第 25 条 補助事業者は、補助事業に係る機械等について、移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を処分制限期間内に行うときは、あらかじめ町長に大口町地域農業構造転換支援事業で整備した機械等の増築（模様替え、移転、更新等）届（様式第 16）を提出しなければならない。

（その他必要事項）

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

大口町地域農業構造転換支援事業補助金交付申請書

年度において、地域農業構造転換支援事業を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業内容
- 2 交付申請額
- 3 経費の内訳
- 4 事業完了予定年月日
- 5 添付書類

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

大口町地域農業構造転換支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度大口町地域農業構造転換支援事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

2 交付条件

- (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年整理保存しなければならない。
- (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
- (5) この事業に係る一切のことについて、町、県及び国が監査を行うことがある。

様式第3（第8条関係）

年 月 日

概 算 払 請 求 書

大口町長

様

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知されました大口町地域農業構造転換支援事業補助金につきまして、概算払を受けたいので下記のとおり請求します。

金 _____ 円

但し、 年度地域農業構造転換支援事業補助金

【振込先】

金融機関名		支店名
銀行		本 店
信用金庫		・
農業協同組合		支 店
種別	普 通 ・ 当 座 （○印で囲んでください。）	
口座番号		
口座名義人		

様式第4（第11条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

大口町地域農業構造転換支援事業に係る着工届

年度大口町地域農業構造転換支援事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	総事業費	着工（契約） 住所	契約 年 月 日	完了予定 年 月 日
	円		年 月 日	年 月 日

※工程表等を添付すること。

※リース導入の場合は、リース契約書を添付すること。

様式第5（第11条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

大口町地域農業構造転換支援事業に係る交付決定前着工届

年度大口町地域農業構造転換支援事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工から補助金の交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容 (機械・施設名等)	総事業費	着工予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	交付決定前 着工の理由
	円	年 月 日	年 月 日	

※リース導入の場合は、「着工予定年月日」を「リース契約予定年月日」に、「完了予定年月日」を「引渡予定年月日」に置き換えるものとする。

様式第6（第13条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

大口町地域農業構造転換支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度大口町地域農業構造転換支援事業について、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 変更内容
- 3 添付書類

様式第 7（第 14 条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長

大口町地域農業構造転換支援事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度大口町地域農業構造転換支援事業補助金変更申請については、承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

記

1 変更内容

2 交付条件

- (1) 補助金等に関する法令、規則及び交付要領に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2) 事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3) この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から 5 か年整理保存しなければならない。
- (4) 示された条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。
- (5) この事業に係る一切のことについて、町、県及び国が監査を行うことがある。

様式第8（第15条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

大口町地域農業構造転換支援事業に係る竣工届

年度大口町地域農業構造転換支援事業について、下記のとおり事業が竣工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費(円)	
着工(契約)住所	
着工(契約)年月	年 月 日
竣工年月日	年 月 日
関係法令検査年月日	年 月 日
竣工検査年月日	年 月 日
引渡年月日	年 月 日
請負等業者	年 月 日
工事管理者	年 月 日

※「関係法令検査年月日」欄以下は工事を伴う場合のみ記載すること。

※必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

※リース導入の場合は、引渡の確認ができる書類を添付すること。

様式第9（第16条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

大口町地域農業構造転換支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度大口町地域農業構造転換支援事業について、下記のとおり実施したので、報告します。

記

- 1 事業実績
- 2 交付決定額
- 3 経費の内訳
- 4 事業完了年月日
- 5 添付書類

様式第 10（第 16 条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

仕入に係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度大口
町地域農業構造転換支援事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額
- 4 補助金返還相当額（3－2）
- 5 当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額が明らかにならない場合、その状況を記載してください。（消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載してください。）
- 6 当該補助金に係る仕入に係る消費税相当額がない場合、その理由を記載してください。

様式第 11 (第 18 条関係)

第 号
年 月 日

様

大口町長

大口町地域農業構造転換支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった 年度大口町地域農業構造転換支援事業補助金実績報告書については、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

補助金の確定額

様式第 12 (第 18 条関係)

年 月 日

請 求 書

大口町長 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で確定通知されました大口町地
域農業構造転換支援事業補助金につきまして、下記の金額を請求いたします。

金 _____ 円

但し、 年度地域農業構造転換支援事業補助金

※概算払で交付している場合

補助金決定額 (A)	概算払受領済額 (B)	補助金請求額 (C) = (A) - (B)
円	円	円

① (C) > 0 の場合

精算による追加請求額 (C)

② (C) < 0 の場合

精算による返納額 (C)

【振込先】

金融機関名		支店名
銀行 信用金庫 農業協同組合		本 店 ・ 支 店
種別	普 通 ・ 当 座 (○印で囲んでください。)	
口座番号		
口座名義人		

様式第 1 3 （第 2 2 条関係）

財 産 管 理 台 帳

補助対象者名

事業実施年度					事業名									
事業の内容			事業実施期間		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要
施設 ・機械名	型式等	設置場所 施行場所	着工 年月日	完了 年月日	事業費	負担区分				耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
						国費	県費	町費	その他					

様式第 1 4 （第 2 3 条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

大口町地域農業構造転換支援事業で整備した機械等の処分の承認
申請書

年度において大口町地域農業構造転換支援事業で整備した機械等を処分
（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要が生じたので、下記のと
おりその承認を申請します。

記

1 承認申請に係る機械等の概要

- (1) 機械等の所在地
- (2) 機械等の構造、規格、規模等
- (3) 事業費等
 - ア 事業費
 - イ 補助金
 - ウ その他
- (4) 取得年月日（耐用年数、経過年数）

2 承認申請の理由

3 承認申請に係る事項

- (1) 処分予定時期
- (2) 処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）の概要
 - ア 機械等の処分方法及び処分後の利用（稼動）計画
 - イ 処分に伴う条件等
 - ウ 処分額又は処分するために必要とする改造等の内容及び所要事業費
- (3) その他

4 添付書類

様式第 15 (第 24 条関係)

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

大口町地域農業構造転換支援事業で整備した機械等の災害報告書

年度において大口町地域農業構造転換支援事業で整備した機械等が災害により被災したので、報告します。

記

1 被災機械等の概要

- (1) 機械等の所在地
- (2) 機械等の構造、規格、規模等
- (3) 事業費等
 - ア 事業費
 - イ 補助金
 - ウ その他
- (4) 取得年月日

2 災害の概要

- (1) 災害の原因
- (2) 被災の程度

3 被害見積価格（復旧可能なものにあつては、復旧見込額）

4 その他（災害復旧計画及び資金計画）

5 添付資料

様式第 16 (第 5 条関係)

年 月 日

大口町長 様

住 所
氏 名

大口町地域農業構造転換支援事業で整備した機械等の増築（模様替え、
移転、更新等）届

年度において大口町地域農業構造転換支援事業で整備した機械等を増築
（模様替え、移転、更新等）したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 増築に係る機械等の概要

- (1) 機械等の所在地
- (2) 機械等の構造、規格、規模等
- (3) 事業費等
 - ア 事業費
 - イ 補助金
 - ウ その他
- (4) 取得年月日

2 増築等の概要

- (1) 増築
- (2) 事業費の負担区分
- (3) 着工予定時期
- (4) 増築の効果

3 添付資料